

## 浜松市印鑑登録関係事務処理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、浜松市印鑑条例（昭和52年浜松市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、事務が正確かつ迅速に処理されるために準拠すべき事項を定め、住民の利便を増進するとともに、取引の安全に寄与することを目的とする。

### (登録印鑑)

第2条 登録できる印鑑は1人1個とし、1個の印鑑を共有することはできない。

2 条例第3条第2項第1号の規定により、登録できる印鑑とは、次の各号のものをいう。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもので表したものの(外国人住民(住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。))にあっては、住民基本台帳に記録されている通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)、通称の一部若しくは通称の一部を組み合わせたもの又は住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名による表記(以下「片仮名表記」という。))、片仮名表記の一部若しくは片仮名表記の一部を組み合わせたもので表しているもの。)

(2) 住民基本台帳に記録されているとおりの氏名の字ではないが同一文字と判断されるもの

3 条例第3条第2項第1号の規定により、登録できない印鑑とは、次の各号のものをいう。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名(外国人住民にあっては、通称又は片仮名表記を含む。)、氏、若しくは名の全部又は一部の文字を替えて表したもの

(2) 住民基本台帳に記録されている氏名(外国人住民にあっては、通称又は片仮名表記を含む。)、氏、若しくは名の全部又は一部の文字をひらがな、片仮名及び変体仮名に替えて表したもの

(3) 住民基本台帳に記録されている氏名(外国人住民にあっては、片仮名表記を含む。)、氏、若しくは名の全部又は一部を漢字に替えて表したもの

(4) 外国人住民にあっては、氏名と通称とを組み合わせで表したもの

(5) 外国人住民にあっては、氏名の頭文字を組み合わせで表したもの

4 条例第3条第2項第2号の規定により、登録できない印鑑とは次の各号のものをいう。

(1) 職業、資格、屋号等を加えたもの。ただし、慣習として使われている「之印」「の印」「印」「之章」「章」を加えたものは、この限りではない。

(2) 模様や家紋等を付したもの

5 条例第3条第2項第5号の規定により登録できない印鑑とは、磨耗や毀損により印影が鮮明に写らないものをいう。

6 条例第3条第2項第6号の規定により、市長が不相当と認めるものとは次の各号のものをいう。

- (1) 印鑑の枠が、おおむね4分の1以上欠けているもの
- (2) 印鑑の長さが極端に短く押印が困難なもの
- (3) 外枠のないもの及び凹凸が逆に彫られたもの
- (4) 「ゆびわ」に刻印したもの
- (5) 住民基本台帳に記録されている文字と判断できないもの
- (6) 機械彫り又は流し込みプレス等により、大量に同一の物が生産されていると思われるもの(いわゆる三文判)

(登録の申請)

第3条 印鑑の登録は、本人が出頭し、自らの意思によって登録する印鑑を持参し、書面により印鑑の登録を申請しなければならない。口頭や電話等での申請は受理できないものとする。

2 印鑑登録不受理申請の受付は行わないものとする。

(本人確認の方法)

第4条 条例第5条第2項の回答書と共に持参させる印鑑登録申請者及び代理申請者の本人であることを証する書類とは次の各号のものをいう。

- (1) 運転免許証、旅券、個人番号カード、特別永住者証明書、在留カード又は官公署の発行した免許証、許可証、資格証明書若しくは身分証明書であって本人の写真を貼付したもの(写真に特殊な加工を施し、又は契印のあるものに限る。)
  - (2) 健康保険の被保険者証その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、氏名及び生年月日が記載されたもの
  - (3) 民間機関等が発行した身分証明書であって、氏名及び生年月日が記載され、本人の写真を貼付したもの(写真に特殊な加工を施し、又は契印のあるものに限る。)
- 2 浜松市印鑑条例施行規則第2条第2項に規定する「その他市長が適当であると認めるもの」とは、個人を特定できる事項が氏名を含み2点以上記載されており、かつ本人にしか取得できないものであり、安易に取得できないものとする。ただし、そのものを取得する際十分な確認を行っているものに限っては、氏名のみの記載でも口頭による確認で補えば足りるものとする。
- 3 条例第5条第3項第2号の保証人による登録の申請は、保証人について住所、氏名の自署と保証人の登録済みの印鑑が押印してあり、印鑑登録申請者本人しか知りえない事項を2点以上口頭にて確認することができれば登録できるものとする。

(印鑑登録証の交付)

第5条 印鑑登録証（市民カード）には、磁気ストライプカードを使用し、登録番号だけを記載するものとする。

2 印鑑登録証（市民カード）の受領は、代理人でも可能とし、印鑑登録申請者又は代理申請者より受領印を徴し、申請者に直接交付するものとする。

（印鑑登録証の再交付）

第6条 印鑑登録証（市民カード）の再交付は、印鑑登録証（市民カード）が汚損、毀損（修復不可能な磁気障害を含む）した場合に行う。ただし、印鑑登録番号が識別できるものに限り、識別できないものは印鑑登録証（市民カード）亡失として扱うものとする。

（印鑑登録証の亡失）

第7条 印鑑登録証（市民カード）の亡失にあたるものは、滅失、紛失、遺失のほか、印鑑登録番号が識別できないほどの毀損を含むものとする。

2 印鑑登録証（市民カード）を紛失し、書面による届出をするいとまもないときは、紛失した印鑑登録証（市民カード）が悪用されることを防止するため、本人が電話により紛失の申し出をして、印鑑登録証明書発行一時停止の措置をとることができるものとする。この間に本人以外の者から印鑑登録証明書の交付申請があった場合は、本人に連絡し、証明発行の可否を問い合わせるものとする。なお、この口頭による届出は仮の届出であり、条例第8条に基づく亡失届を省略できるものではなく、印鑑登録は抹消しないものとする。

3 紛失した印鑑登録証（市民カード）が発見され、前号に規定された印鑑登録証明書発行一時停止の措置を取り下げる時には、印鑑登録証明書発行一時停止解除届に必要な事項を記載させ、発見された印鑑登録証（市民カード）と本人確認ができる身分証明書を提示させるものとする。また、やむを得ず代理人がこれを行う場合は、代理人は条例第5条第3項第1号に規定する本人であることを証する書類を提示するとともに、代理人をして申請等をさせる旨を証する書面（以下「委任した旨を証する書面」という。）を提出しなければならない。

4 前号にて規定する「委任した旨を証する書面」とは委任状、代理人選任届、代理権授与通知書等をいい、原則本人が署名、押印する。身体の障害や病気等により本人自ら記載できない場合は、原則親族等身内の者が代筆できることとし、その際、欄外に代筆者の氏名、続柄、本人が記載できない理由を記入させ、登録者本人の拇印を押させるものとする。

（印鑑の亡失）

第8条 印鑑の亡失にあたるものは、滅失、紛失、遺失のほか、原形をとどめないほどの毀損、印影照合が困難になるまで磨耗したものを含むものとする。

2 亡失届には、印鑑登録証（市民カード）を添付させるものとする。

（印鑑登録の廃止）

第9条 現在登録している印鑑を改めたいときには、まず現在登録している印鑑について廃止の届出を行って登録を抹消し、その後に新たに登録する印鑑について登録の申請を行うものとする。

2 印鑑登録者が死亡又は転出した場合、及び戸籍届出により氏名が変更された場合は、職権により登録を抹消するものとする。

3 廃止届には、印鑑登録証（市民カード）を添付させるものとする。

（代理申請等）

第10条 「委任した旨を証する書面」の提出があれば、次の各号に掲げる場合に代理申請ができるものとする。

（1）印鑑登録の申請

（2）印鑑登録証（市民カード）の再交付申請

（3）照会回答書の持参

（4）印鑑登録証（市民カード）の受領

（5）印鑑登録証（市民カード）の亡失届

（6）登録印鑑の亡失届

（7）登録印鑑の廃止届

2 代理人は、15歳以上の者（いわゆる意思能力のある者）とする。

3 印鑑登録の代理申請の場合は、即日登録はせずに本人宛に必ず文書による照会を行うこととする。さらに、回答書持参の際には、第4条第1項及び第2項に規定する登録申請者、代理申請者の本人であることを証する書類の提示をしなければならない。

（登録事項の修正）

第11条 登録事項の修正は、条例第7条第2項、条例附則第4項及び附則第9項の規定に基づき印鑑登録証を交付する場合並びに住民基本台帳の記載事項を変更する場合に職権で行うものとする。

（印鑑登録の抹消）

第12条 住民基本台帳より消除された者が住民票を回復する場合は、次の各号により取り扱うものとする。

（1）職権にて消除された住民票が回復された場合でも、印鑑登録は回復しないものとする。再度印鑑の登録を希望する場合は、改めて印鑑登録申請を行うものとし、このとき、再登録手数料は徴しないものとする。

- (2) 転出によって住民基本台帳から削除されたあとに転出を取りやめて住民票を回復した場合でも、印鑑登録は回復しないものとする。再度印鑑の登録を希望する場合は、改めて印鑑登録申請を行うものとし、このとき再登録手数料は徴しないものとする。
  - (3) 転出予定日前日までに転出を取りやめて住民票を回復した場合は、印鑑登録を回復するものとする。なお、転出届出時に印鑑登録証(市民カード)を回収している場合には、本人に返還する。
- 2 条例第13条第1項第6号の市長が印鑑登録を抹消すべきものと認めるときとは、次の各号のことをいう。
- (1) 二重登録を発見したとき。
  - (2) 登録資格等で条例の規定に適合しないことを知ったとき。
- 3 条例第13条第2項の印鑑登録者に抹消した旨を通知すべきときとは、次の各号のことをいう。
- (1) 氏名の変更によって、登録印鑑が住民基本台帳と異なるに至ったとき。
  - (2) 前項の規定により印鑑登録を抹消したとき。

#### (印鑑登録証明書)

第13条 条例第14条第2項に規定する災害その他やむを得ない事由とは、災害等の影響で電子計算機器及び複写機が使用できず、間接証明方式による印鑑登録証明書の交付ができない場合をいう。

#### (印鑑登録証明書の交付)

第14条 次の各号に係るときは、印鑑登録証明書を交付しないものとする。

- (1) 印鑑登録証(市民カード)を提示しないとき。ただし、条例第15条の2の規定による場合を除く。
  - (2) 他の文書に押印した印鑑が登録印である証明又は交付済の印鑑登録証明書の再証明を求められたとき。
  - (3) 提示された印鑑登録証(市民カード)が著しく汚損又は毀損しているため、登録番号の識別が困難なとき。
- 2 前項第1号について、本人が登録印鑑を持参し申請した場合でも交付しないものとする。
- 3 代理申請でも、印鑑登録証(市民カード)を提示すれば、「委任の旨を証する書面」は不要とする。

#### (文書の様式)

第15条 印鑑登録の届出に関する書類の様式については次の各号のとおりとする。

- (1) 条例第4条の規定による印鑑登録申請書(第1号様式)

- (2) 条例第7条第1項の規定による印鑑登録証再交付申請書(第2号様式)
- (3) 条例第8条の規定による印鑑登録証亡失届(第3号様式)
- (4) 条例第9条の規定による登録印鑑亡失届(第3号様式)
- (5) 条例第10条の規定による印鑑登録廃止届(第3号様式)
- (6) 条例第12条第1項の規定による印鑑登録事項変更届(第4号様式)
- (7) 条例第15条第1項の規定による印鑑登録証明書交付申請書(第5号様式)
- (8) 条例第5条第2項に規定する照会書回答書(第6号様式)
- (9) 条例第13条第2項の規定による印鑑登録抹消通知書(第7号様式)

( 閲覧の禁止 )

第16条 印鑑登録証明事務に関する書類は、一般の閲覧を禁止する。ただし次の各号に掲げる場合はこの限りではない。

- (1) 本人からの申出の場合で、本人であることが運転免許証等で確認でき、申出の理由が相当であると認められるとき。
- (2) 刑事訴訟法又は民事訴訟法に基づき、司法警察職員、検察官等が公文書を示して捜査等をするとき。

( 質問調査 )

第17条 印鑑登録証明事務を迅速かつ適正に処理するため質問、調査をすることができる。各条に定める方法によって書類の調査、点検をしてもなお疑問があるときは、事務処理に必要な範囲内において、本籍地、続柄、家族構成等を聴聞し、印鑑や文書の提示を求めることができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行により、平成17年施行の浜松市印鑑登録申請の回答書提出時における本人確認事項等事務処理要綱を廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

# 第1号様式

(あて先) 浜松市 区長

## 印鑑登録申請書

浜松市印鑑条例第4条の規定により次のとおり印鑑の登録を申請します。  
記

平成	年	月	日
登録印鑑 	住所	浜松市 区	
		(マンション名、室番号等)	
	フリガナ		
	氏名		
申請者	出生の年月日	明治 昭和 大正 平成	年 月 日
	連絡先TEL (自宅・携帯等)	( ) - ( ) - ( )	
窓口に来た人	該当するにレ点をご記入ください。 本人(電話番号のみご記入ください) 代理人(下欄をすべてご記入ください)		登録先TEL (自宅・携帯等) ( ) - ( ) - ( )
	住所	印鑑登録者と同じ 浜松市 区	
	氏名	(マンション名、室番号等)	

- (注意事項)
- 登録する印鑑を添えて申請してください。
  - 本人の意思を確認するため、原則として照会書を別途回答書をお持ちいただき登録手続きが完了します。
  - やむを得ず代理人が申請するときは、本人が自ら書いた代理人選任届(右欄)等と代理人の印鑑もお持ちください。
  - 本人が自ら申請する場合、運転免許証等、官公署の発行した写真貼付の免許証等の提示があったとき、または右の保証書欄に浜松市内の印鑑登録者が保証したときには即日登録できます。

本人確認	身分証明書等の種類番号	免・旅・身障・在・他( )	登録年月日	平成 年 月 日	印鑑登録証(市民カード)受領印
	確認事項	本籍・前住所・家族構成等	有効期限	平成 年 月 日	市民カード番号
文書照会	世帯印鑑未登録	登録のみ	再登録	同日転入	

宛 名 番 号	受 付	審 査	登録証(カード)交付	照会書 発送	受付場所
					自交機 有・無

照会番号

代理人選任届 (この代理人選任届は全て登録者本人が記入してください。代理人が記入するところではありません。)	
(あて先) 浜松市 区長	
代理人住所	浜松市 区 (マンション名、室番号等)
代理人氏名	
代理人出生年月日	明治 昭和 大正 平成 年 月 日
登録申請者との関係	
印鑑登録住所	浜松市 区 (マンション名、室番号等)
印鑑登録氏名	
登録印鑑	
連絡先TEL (自宅・携帯等)	( ) - ( ) - ( )

保証書欄

保証書欄 (この欄は保証人(浜松市に印鑑登録をしている人)が自署し、登録印鑑を押印してください。)	
左記の印鑑登録申請者は本人であることを保証します。	
住所	浜松市 区 (マンション名、室番号等)
氏名	
出生年月日	明治 昭和 大正 平成 年 月 日
登録申請者との関係	市民カード番号(登録番号)
保証人の登録印鑑	(きれいに押す)

# 第2号様式

(あて先) 浜松市 区長

## 印鑑登録証(市民カード)再交付申請書

浜松市印鑑条例第7条第1項の規定により次のとおり印鑑登録証(市民カード)の再交付を申請します。  
記

平成	年	月	日
登録印鑑	市民カード番号		
	住所	浜松市 区 (マンション名、室番号等)	
	氏名	◎	
	出生年月日	明治 昭和 大正 平成	年 月 日
申請の理由	<input type="checkbox"/> 汚染 <input type="checkbox"/> き損 <input type="checkbox"/> その他( )		
	該当する口にレ点をご記入ください。 <input type="checkbox"/> 本人(電話番号のみご記入ください) <input type="checkbox"/> 代理人(下欄をすべてご記入ください)		
窓口に来た人	住所		浜松市 区 (マンション名、室番号等)
	氏名		◎
	連絡先TEL (自宅・携帯等)		( ) - ( ) - ( )
再交付年月日	平成	年	月 日
	市民カード番号		
印鑑登録証(市民カード)および登録印鑑を必ずお持ちください。		印鑑登録証(市民カード)受領印	
申請のみ			

- (注意事項)
- 印鑑登録証(市民カード)および登録印鑑を必ずお持ちください。
  - 該当する口にレ点をご記入ください。
  - この届は、原則として本人が届出しなければなりません。やむを得ず代理人が届出するときは、本人が自ら書いた代理人選任届(右欄)等と代理人の印鑑もお持ちください。

個人番号	受 付	審 査	登録証(カード)交付	受付場所
				自交機 有・無

代理人選任届

代理人選任届 (代理人が申請する場合には、印鑑登録者が自署し、登録印鑑を押印してください。)	
(あて先) 浜松市 区長	
代理人住所	浜松市 区 (マンション名、室番号等)
代理人氏名	
印鑑登録者との関係	
私は上記の者を代理人に選任し、印鑑登録証(市民カード)再交付の申請を委任したためお届けします。 平成 年 月 日	
印鑑登録住所	浜松市 区 (マンション名、室番号等)
印鑑登録氏名	
登録印鑑	
連絡先TEL (自宅・携帯等)	( ) - ( ) - ( )



### 第3号様式

(あて先) 浜松市 区長

印鑑登録証(市民カード)亡失届  
 登録印鑑の亡失届  
 印鑑登録の廃止届

第8条 印鑑登録証(市民カード)の亡失届  
 浜松市印鑑条例第9条の規定により次のとおり登録印鑑の亡失届を届け出ます。  
 第10条 印鑑登録の廃止届

記

平成	年	月	日	
印鑑登録者	登録印鑑	市民カード番号		
	住所	浜松市 区		
		(マンション名、室番号等)		
		氏名		@
出生の年月日	明治 昭和 大正 平成	年 月 日		
届出の理由	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 盗難 <input type="checkbox"/> その他( )			
窓口に来た人	該当する口にレ点をご記入ください。 <input type="checkbox"/> 本人(電話番号のみご記入ください) ( ) - <input type="checkbox"/> 代理人(下欄をすべてご記入ください) ( ) -			
	住所	<input type="checkbox"/> 印鑑登録者と同じ 浜松市 区 (マンション名、室番号等)		
	氏名		@	

再登録有  届出のみ

自交換 有・無

個人番号	受付	登録料(カード)回収	審査	受付場所

処理年月日  
平成 年 月 日

代理人選任届

(代理人が届出する場合には、印鑑登録者が自署し、登録印鑑を押印してください。)

(あて先) 浜松市 区長

代理人	住所	浜松市 区
	(マンション名、室番号等)	
	氏名	
	印鑑登録者との関係	

私は上記の者を代理人に選任し、次の権限を委任したのでお届けします。

印鑑登録証(市民カード)の亡失届  
 登録印鑑の亡失届  
 印鑑登録の廃止届

平成 年 月 日

印鑑登録者	住所	浜松市 区	※登録印鑑
	(マンション名、室番号等)		
	氏名		
	連絡先 TEL(自宅・携帯等)	( ) -	

※ただし、登録印鑑亡失届のときは、別の印鑑を押印してください。

### 第4号様式

### 式

第4号様式  
(あて先) 浜松市 区長  
印鑑登録事項変更届

浜松市印鑑条例第12条1項の規定により次のとおり印鑑登録事項の変更を届け出ます。

太枠内のみ記入してください。

届出日		平成	年	月	日	
印鑑登録者	印鑑登録番号					
	住所	浜松市 区				
		(マンション名、室番号等)				
		フリガナ				
氏名						
出生の年月日	明治 昭和 大正 平成	年	月	日	電話番号(連絡先)	( ) -
変更事項	住所	新	(マンション名、室番号等)			
		旧	(マンション名、室番号等)			
	フリガナ	新				
		旧	フリガナ			

本人情報	身分証明等の種類・番号	氏・姓・身障・再・住カ・他( )	番号( )	変更登録年月日	市民カード交換記録簿(専ら又は)
	確認事項	本署・前住所・家族構成等	他( )	平成 年 月 日	
文書照会		同日印鑑登録	同日印鑑廃止	その他	市民カード番号
個人番号	受付	審査	点検	カード交付	領受事務
					備考
					受付番号

第5号様式

(注) 必ず、市民カード(印鑑登録証)を添えて申請してください。印鑑登録証明書は発行できません。

(あて先) 浜松市 区長 **印鑑登録証明書交付申請書**

平成 年 月 日 浜松市印鑑条例第15条第1項の規定により次のとおり印鑑登録証明書の交付を申請します。

① どなたの証明が必要ですか

市民カード番号			
印鑑登録者	住所	浜松市 区 (マンション名、室番号等)	
	氏名	明治・大正・昭和・平成 年 月 日生	
必要な枚数	枚		

② 窓口に来られた方についてご記入ください

本人 以下の記入は必要ありません

本人以外

住所	<input type="checkbox"/> 印鑑登録者の住所と同じ
	(マンション名、室番号等)
	フリガナ
氏名	

第6号様式

<p>照会番号</p> <p>浜松市</p> <p>様</p> <p>照 会 書</p> <p>平成 年 月 日あなたの印鑑登録の申請を受け付けました。 あなたの意思による申請に相違なければ、次の回答書に記入押印の うえ、平成 年 月 日までに浜松市 区役所又はその管轄 の協働センター・市民サービスセンターにご持参ください。 なお、回答書と引換えに印鑑登録証(市民カード)をお渡します。 平成 年 月 日 浜松市 中区長</p> <p>(あて先) 浜松 中区長</p> <p>回答書</p> <p>平成 年 月 日付けで照会のあった印鑑登録の申請に ついては、私の意思による申請に相違ありません。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>住所 浜松市 区 町 番 番地 丁目 番 号</p> <p>登録申請者 氏名</p>	<p>代理人選任届</p> <p>〔代理人に委任するときは、登録申請者が以下の すべての欄を記入し、登録印鑑を押してください。〕</p> <p>(あて先) 浜松市 中区長</p> <table border="1"> <tr> <td>代理人</td> <td>住所</td> <td>浜松市</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>登録申請者との関係</td> <td>生年 月 日 姓 名 年 月 日</td> </tr> </table> <p>私は、上記の者を代理人に選任し、回答書の持参及び印鑑登録証(市民カード)の受領を委任したのでお届けします。 平成 年 月 日 登録印鑑</p> <table border="1"> <tr> <td>登録申請者</td> <td>住所</td> <td>浜松市</td> <td>登録印鑑</td> </tr> <tr> <td></td> <td>氏名</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 回答書は原則として本人が持参してください。代理人が持参するときの持ち物は、回答書、登録の申請をした印鑑、代理人の顔印、登録申請者及び代理人の本人確認の証明書です。</p> <p>なお、この書類には代理人が記入する欄はありません。</p> <p>※ 回答書は、郵送では受け付けません。また、期日までに持参されないとき、この申請は無効になり、再度申請が必要となります。</p> <table border="1"> <tr> <td>印鑑登録証(市民カード)受領印</td> <td>登録申請者</td> <td>姓・姓・身障・在カ・保・他( )</td> </tr> <tr> <td>本人確認</td> <td>代理人</td> <td>姓・姓・身障・在カ・保・他( )</td> </tr> <tr> <td></td> <td>届 出 項 目</td> <td>本籍・家族構成・他( )</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>回答受付年月日(登録年月日)</td> <td>印鑑登録証(市民カード)番号</td> <td>再登録</td> <td>登録のみ</td> </tr> </table>	代理人	住所	浜松市		氏名			登録申請者との関係	生年 月 日 姓 名 年 月 日	登録申請者	住所	浜松市	登録印鑑		氏名			印鑑登録証(市民カード)受領印	登録申請者	姓・姓・身障・在カ・保・他( )	本人確認	代理人	姓・姓・身障・在カ・保・他( )		届 出 項 目	本籍・家族構成・他( )	回答受付年月日(登録年月日)	印鑑登録証(市民カード)番号	再登録	登録のみ
代理人	住所	浜松市																													
	氏名																														
	登録申請者との関係	生年 月 日 姓 名 年 月 日																													
登録申請者	住所	浜松市	登録印鑑																												
	氏名																														
印鑑登録証(市民カード)受領印	登録申請者	姓・姓・身障・在カ・保・他( )																													
本人確認	代理人	姓・姓・身障・在カ・保・他( )																													
	届 出 項 目	本籍・家族構成・他( )																													
回答受付年月日(登録年月日)	印鑑登録証(市民カード)番号	再登録	登録のみ																												

## 第7号様式

〒  
浜松市  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_様

平成 年 月 日

### 印鑑登録抹消通知書

あなたが登録している印鑑については、浜松市印鑑条例第13条の規定により、次のとおり印鑑の登録を抹消したので通知します。

#### 記

1. 印鑑登録番号(市民カード番号) \_\_\_\_\_
2. 抹消年月日 \_\_\_\_\_
3. 抹消理由 \_\_\_\_\_

※ 自動交付機の利用登録をされている方は、印鑑登録が抹消されたことにより、自動交付機のご利用ができなくなります。再度自動交付機をご利用される場合は、改めて自動交付機利用登録の届出が必要です。

<問い合わせ先>